一般名処方

一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載する ことです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が 同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすく なります。

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。 現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の 医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにし た一般名処方(一般的な名称により処方箋を発行するこ と)を行う場合があります。一般名処方によって特定の 医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要 な医薬品が提供しやすくなります。

また、令和6年10月より長期収載品(後発医薬品のある先発医薬品)について医療上の必要性があると認められない場合に患者様の希望を踏まえ処方した場合は選定療養となります。

一般名処方について、ご不明な点などがありましたら 当院薬剤師までご相談ください。

ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

岩見沢市立総合病院